

## 【資料3】

### 義務教育学校の学校適正規模の考え方について

#### 1 国の基準

##### ① 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から(中略)第68条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

##### ② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

#### 2 義務教育学校の学校適正規模の考え方

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項の規定による学校の統合の場合の適正な規模の条件が、小学校及び中学校では、「12学級から24学級まで」となっており、印西市における小学校及び中学校の適正規模と同じ学級数であるため、義務教育学校についても、同様に考え、学校の統合の場合の適正な規模の条件が、義務教育学校では、「18学級から36学級まで」となっているため、印西市における義務教育学校の学校適正規模についても、「18学級から36学級まで」とする。